

朝鮮学校の戦後史と高校無償化

一橋大学名誉教授 田 中 宏

1. 高校無償化はなぜ導入されたか

2009年9月、政権交代によって民主党政権が誕生した。その新しい政策のひとつが高校無償化だった。しかし、それには“前史”があった。すなわち、2006年5月、野党だった民主党は議員立法として衆議院に「日本国教育基本法案」を提出し、同法案の「解説書」には、「第二条では、あえて『国民』とせず、『何人も』としました。共に生き、新しい文明を創造するためにも、日本で生活する外国籍の子どもたちにも、同じように学習権を保障します。我々は、全ての人の学びをととても大切に思い、そのことを全面的に保障することを約束します」とあった。同法案は、自民・公明政権の教育基本法の全面改正に対抗する法案として提出されたが、もちろん成立はしなかった。

ついで、2009年3月、民主党は高校無償化法案を議員立法として参議院に提出、可決されたが、衆議院では審議未了、廃案となった。同法案では、今回と同様に「(正規校のほかに)専修学校及び各種学校(高校の課程に類する課程を置くものとして文科大臣が指定するものに限る)」を対象としていた。それが、2009年9月の民主党政権の誕生によって、内閣提出法案としての高校無償化法(正式名、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律)が成立、2010年4月施行されたのである。

同法施行規則1条1項2号により、対象となる各種学校である外国人学校は、(イ)大使館等を通じて日本の高校に相当する課程であることが確認できるもの、(ロ)国際的 school 評価団体の認証を受けているもの、(ハ)その他、文科大臣が高校の課程に類する課程として指定したもの、に分けられた。そして、4月30日、(イ)としてブラジル8校、中華2校、韓国、イギリス、フランス、ドイツ各1校、計14校が、(ロ)として、北海道から沖縄県

までのインターナショナル・スクール17校、合計31校が指定された。そして、朝鮮高校10校は、(ハ)に該当するものとされた。

朝鮮高校がなぜ(イ)に該当しないのかについて、しかるべき説明はなされていない。朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)と日本との間に外交関係がないことがその理由とも考えられるが、指定された中華学校2校はいずれも台湾系であり、日本と台湾との間には外交関係はない。また、北朝鮮の学校制度は、大学入学までが11年制(幼稚班年長班1年+人民学校4年+高等中学校6年、計11年間で義務教育)である(鎌倉・大内・呉編1998)。しかし日本にある朝鮮学校は、共和国建国以前に生まれており、日本の学校制度と同じ、6+3+3制をとっており、両者は一致しない、という点がある。

(ハ)に関しては、別途、専門家による検討会議が設けられ、2010年8月30日に「高校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について(報告)」が公表された。その基準は、専修学校高等課程の水準を基準とすること、(他の外国人学校の)指定に当たっては教育内容を判断基準とせず、…客観的・制度的な基準により指定していること、…指定については外交上の配慮などにより判断すべきではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきである、などとされた。それを受けて、11月、文科大臣は「(ハ)の規定に基づく指定に関する規程」を公布し、指定の基準及び手続きを定め、申請期間を11月30日とし、朝鮮高校10校はいずれも期限内に申請を済ませた。

しかし、北朝鮮による延坪島砲撃事件が起きると、時の菅直人首相は、なぜか高校無償化の審査の「凍結」を指示、「外交上の配慮などによるべきではなく」とは“真逆”の事態となった。その後、菅首相は退任直前の2011年8月、ようやく凍結の「解除」を指示し、朝鮮学校の審査が再開され、中川正春文科大臣は、当初、2、3ヶ月で結

論が出るとしたが、結局、先送りされた。同じ(ハ)に属する2つの外国人学校、即ちトルコ系のホライゾン・ジャパン・インターナショナル・スクール(神奈川県)は2011年8月30日に、コリア国際学園(大阪府)は12月8日に、それぞれ指定され、朝鮮高校を追い越す形となった。

なお、日本は、1979年に国際人権規約を批准する際、中等教育(中学・高校)の無償化をうたう社会権規約13条2項(b)を「留保」していた(ほかにはマダガスカルのみ)が、高校無償化の実現により、2012年9月、ようやく留保の「撤回」を国連に通告した。

実は、高校無償化が導入された背景には、こうした国際人権基準との“格差”があったのである。同法の国会審議に当って、文科省がまとめた関連資料の一つに、「OECD(経済協力開発機構)諸国の中で後期中等教育段階(日本の高校相当)の国公立機関の授業料を無償化している国」がある。そこには、「文科省で把握している範囲についてまとめた」と注記したうえで、イギリス、フランス、ドイツ、フィンランド、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、スペイン、ギリシャ、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの計14ヶ国が掲げられている(下線はサミット参加国)。また、日本は、教育への公費支出が少ないことでも“有名”であり、同じくOECDが、2008年の国内総生産(GDP)に定める学校など教育機関への公的支出の割合をまとめたところによると、日本はデータの比較が可能な31ヶ国中で最下位の3.3%だった。OECDの平均は5.0%、トップはノルウェーで7.3%、ついでアイスランドの7.2%、デンマークの6.5%となっている。

また、日本の教育支出に占める私費負担の割合は33.6%で、チリー(41.4%)、韓国(40.4%)に続いて三番目に高い水準。さらに09年の日本の学級規模平均は、小学校段階で28.0人となり、OECD平均(21.4人)を大きく上回った。中学段階では33.0人で、韓国(35.1人)について二番目に大きな規模という(東京新聞、2011年9月14日)。高校無償化が導入される前のデータであり、無償化の実現によって若干は改善されたかもしれない(高校無償化には年間、約4000億円を投入)。

なお、あまり知られていないが、高校無償化の

導入により、16~18歳(高校生)については税金の控除で優遇される特定控除が廃止され、一般控除の扱いになった。税金の控除が少なくなるかわりに、高校授業料が無償化されたのである。従って、朝鮮高校が除外されたことによって、朝高生の保護者にとっては、税金の特別控除はなくなったのに、それに見合う授業料の無償化は受けられないという“理不尽”な差別にさらされることになった。

日本の学校制度は、正規校(学校教育法1条に規定されるもの)、専修学校(同124条)、各種学校(同134条)の三本立てとなっているが、従来は正規校中心であり、例えば、専修学校や各種学校に学んだものが、大学に入学しようとする場合は、かつて大学入学資格検定(大検、現在は、高校卒業程度認定試験)に合格しなければならなかった(専修学校については1985年から、外国人学校については2003年以降その必要がなくなった)。それが、今回の高校無償化では、外国人学校生が正規校とまったく同様に公費支出の対象とされたのであり、“画期的”なことである。

2012年12月26日、安倍内閣が誕生すると、待ってましたとばかり、下村博文文科相は、12月28日、朝鮮高校を無償化の対象から除外する方針を表明した。その伏線は、同年11月16日に、野党であった自民党が、参議院に提出した「高校無償化法一部改正法案」である。それは、同法施行規則にある(イ)、(ロ)、(ハ)を、法律レベルに移したうえで、(ハ)を削除する法案だった。それが、自民党が政権に復帰したことによって、今度は国会での法改正を避け、施行規則の一部改正によって(ハ)の削除をはかったのである。そして、行政手続法所定のパブリック・コメントの募集を経て、2013年2月20日、同規則の一部改正を公布すると同時に、朝鮮高校10校に「不指定」の通知を送った。

通知文にいわく、「(ハ)の規定を削除したこと及びこれまで(ハ)の規定に基づく指定に関する規程に基づき、貴校の同規程に定める指定の基準への適合性を審査してきたところ、同規程第13条に適合すると認めるに至らなかったことから、認められません」と。同13条には、「指定教育施設は、高等学校修学支援金の授業料に係る債務の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」とある。

(ハ)の規定の削除と、規程第13条に適合すると認めるに至らなかった、との二つの“合わせ技”で「不指定」としたのである。結局、規程13条に「適合すると認めるに至る」前に(ハ)を削除したのでダメという奇妙な理由づけである。とにかく、朝鮮高校10校を、無償化の対象外とする“断”が下されたことは間違いない。

2. 戦後史のなかの朝鮮学校

高校無償化から朝鮮高校10校が排除された問題は、どう考えたらいいのだろうか。日本の戦後史のなかに朝鮮学校を位置づけることから始めてみたい。

日本の戦後は1945年8月の「ポツダム宣言」受諾によって始まるが、同宣言が引用する「カイロ宣言」には、「前記三大国〔米、英、中〕は、朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものたらしむるの決意を有す」とある(原文、片仮名)。即ち、対日戦争の目的の一つをこう述べていたのである。当時の国際社会は、「朝鮮の人民の奴隷状態」という認識をもっていて、日本はそれを受け入れたことによって戦争の終結を迎えたことになる。従って、朝鮮に対する植民地統治がもたらしたさまざまな不正義を直視し、その過去をいかに清算するか、植民地主義との訣別をいかに実現するかという問題が、以後日本が直面する課題の一つだったのである。

日本の植民地統治の基本は“同化主義”であり、その政策は、例えば、「国語」は日本語へ、名前も「創氏改名」により日本式への変更など、徹底した「皇民化」が進められた。その故に、戦後日本に求められたものは、“原状回復”の義務ということができる。その課題の一つとして、戦後日本は在日コリアンの教育に関して、いかなる政策をとったかを見てみたい。

戦後日本の教育は、「教育勅語」を廃し、教育基本法の制定からスタートしたといえる。同法前文には、「われらは、さきに日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とある。憲法の施行は1947年5月3日であるが、教育基本法の公布・施行はその少

し前の3月31日であった。そして、単線型の6, 3, 3, 4の学校制度が創設され、小学校及び中学校の計9年間は義務教育とされた。

一方、在日コリアンは、奪われた言語、歴史、文化、民族性の復権という難事業に取り組んだ。日本各地に母国語講習会が生まれ、それはやがて民族学級、民族学校へと発展していった。日本敗戦(朝鮮、朝鮮人にとっては解放)から1年たらずの間に、日本各地に525の初級学校、4つの中級学校、12の高級学校が作られた。一方、日本の新しい学校制度は、1947年4月からスタートした。

文部省は、1948年1月、「朝鮮人設立学校の取扱いについて」(1月24日、官学5号、学校教育局長)を発し、「朝鮮人子弟であっても、学齢に該当する者は、日本人同様、市町村立又は私立の小学校又は中学校に就学させなければならない」との見解を示した。すなわち、在日コリアンは日本人同様に日本学校への「就学義務」を負っており、自主学校である朝鮮学校で学ぶことは就学義務違反に当たるとして、朝鮮学校の閉鎖・改組命令が出されるに至る。1948年4月、占領下で唯一の「非常事態宣言」が出されたのは、ほかでもない阪神地区の朝鮮学校閉鎖にあたってだった。

「就学義務」をテコとする朝鮮学校つぶしは、意外な結果を生むことにもなった。朝鮮人も就学義務を負うとしたことは、一方で教育行政の側も朝鮮人に就学の機会を保障する義務を負うことを意味したのである。その結果、東京では自主学校だった朝鮮学校は、15校の都立朝鮮人学校とされ、当然のこととしてその運営費はすべて都教育委員会が支出することとなる。公立朝鮮人学校に関連して、表1、表2、表3を掲げる。表1、表2は坂本(1969)、表3は藤尾(1956)所収である。

表1 校種別・学校別の在日朝鮮人学校数
(1952年4月)

	小学校	中学校	高校	計
自主学校	38	4	2	44
公立学校	12	1	1	14
公立分校	17	1		18
特設学級	68	9		77
夜間学校	20	1		21
計	155	16	3	174

※朝教組資料による。

表2 校種別・地域別の公立朝鮮人学校数
(1952年4月)

	小学校	中学校	高校	計
東京	13※	1	1	15
神奈川	5			5
愛知	3			3
大阪		1		1
兵庫	8			8
計	29	2	1	32

※東京小学校13校の内1校は分校、東京以外はいずれも分校（朝教組資料による）

表3 東京都立朝鮮人学校開設以後の都予算

年度	予算額
1949年	14,948,842円
1950年	46,673,256円
1951年	48,005,451円
1952年	58,620,621円
1953年	78,458,212円
1954年	85,288,844円
1955年	47,400,000円

※東京都教育庁学務部

ところで、戦後、在日コリアンの身上に初めて現われた“変化”は、参政権の停止であった。戦前は、内地在住の朝鮮人男子は、国政・地方を問わず、選挙権及び被選挙権を有していた（衆議院議員選挙に、のべ11人が立候補し、のべ2人が当選）。それが1945年12月、衆議院議員選挙法が改正され（婦人参政権付与で有名）、附則「戸籍法の適用を受けざる者の選挙権及び被選挙権は当分の内これを停止す」（傍点は田中、以下同じ）を加えることによって、日本に戸籍がない朝鮮人及び台湾人に参政権を行使させない措置がとられた。

次の変化は、外国人登録の義務づけであった。1947年5月2日（新憲法施行の前日）、史上最後の勅令として外国人登録令が公布施行された。そこには、「台湾人及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の内、これを外国人とみなす」（第11条）とされたのである。参政権停止のときと同じように「当分の内（間）」という文言が使われている。この二つの“変化”は、在日コリアンにはもはや「外国人」であるので、参政権を失い、外国人登録を義務づけられたともいえる。

しかるに、さきに見た教育に関する「就学義務」

をめぐる措置は、逆に「日本人」として扱うということの意味した。これらには、どう考えても整合性を見出すことはできない。強いていえば、それが当局にとって都合であるということにすぎないというほかない。ある面では「外国人」とみなし、ある面では「日本人」と見なすという相矛盾する扱いは、1952年4月28日、対日平和条約発効の日に終止符が打たれる。すなわち、占領が解かれ、日本が主権を回復した日に、旧植民地出身者である在日コリアンは、「日本国籍」を喪失し、「外国人」になったと“宣告”されたのである。憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と、国籍の得喪について「法律主義」を定めているが、この国籍の変更は、法律ではなく、一片の法務府（現法務省）民事局長通達でなされたので、“宣告”とあえて表現したのである。

日本国籍喪失によって「日本人同様、就学義務を負う」とした見解をそのまま維持できないと見て、文部省初等中等教育局長は、1953年2月、「朝鮮人の義務教育諸学校への就学について」を発し、「平和条約の発効以降は、在日朝鮮人は日本の国籍を有しないことになり、法令の適用については、一般外国人と同様に扱われることとなった。（中略）（イ）教育委員会は、朝鮮人の保護者からその子女を義務教育諸学校に就学させたい旨の申し出があった場合には、日本の法令を遵守することを条件として、就学させるべき学校の校長の意見を徴した上で、事情が許す限り、なお従前通り入学を許可すること。（ウ）従って、学齢簿に記載する必要はないし、就学義務の督促という問題もなく、なお外国人を好意的に公立の義務教育諸学校に入学させた場合には、義務教育無償の原則は適用されない」とした。

在日コリアンは日本国籍を失ったため、日本学校への「就学義務」は負わなくなり、公立学校に入学を希望するものは“好意的”に入れるという方針が変わったのである。通達に「法令の遵守」を条件にとあることから、保護者から「法令を遵守する」旨の「誓約書」を徴して入学を認めることが当時広く行われたという。もちろん、日本人からはそうしたものは徴していない。

また、学齢簿には、就学義務を有する日本人のみを記入する。そして、万一、保護者が子どもに

店番をさせたり、子守りをさせるなどして学校に行かせない場合、教育委員会は「就学義務」の履行を求めるが、外国人にはそうした督促の必要はないという。また、公立学校に入学させた場合には義務教育無償の原則は適用されないともいう（授業料を徴収した例はないようだが）。要するに、外国人には、「学ぶ権利」も「学ぶ義務」もない、というのである。

一方、日本国籍を失ったので公立学校として公費を投入する必要はなくなったとして、公立朝鮮人学校は廃校の方針がとられ、東京都立朝鮮学校15校は、1955年3月、廃校となり、以降は年間数千万円の予算計上（表3参照）もなくなった。

1965年、日韓基本条約の締結により、日韓国交正常化が実現した。この年の年末、重要な文部次官通達「朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて」が発せられた。二つの部分から成っており、一つは、公立朝鮮人学校は今後設置すべきではないとされ、例えば、名古屋市立の3つの公立学校の分校は、1966年3月、廃校となっている。もう一つは、「民族性又は国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として許可すべきではないこと」、としたのである。当時、日本の学校制度は、正規校及び各種学校の二種類のみであり、朝鮮人学校はあらゆる意味で「学校」とは認めないというのである。

日本が占領を解かれ主権を回復した日に、在日コリアンは前述のように「日本国籍喪失＝外国人」とされたが、さりとて外国人として育つことは認めない、というのである。要するに、日本学校への入学を希望すればどうぞ、だけれども、自分たちの言葉、歴史などを学ぶ学校は「わが国の社会にとって（中略）積極的意義を有するものとは認められないので」、もっとも「簡素な」各種学校としても認めないという。植民地時代さながらの同化主義というほかない。

ところで、この「通達」の背景には、韓国側の意向が働いていたらしいことが、後に明らかになった。すなわち、韓国側で2005年8月全面公開が実現した日韓会談文書によると、第7次日韓全面会議・法的地位委員会第26次会合（1965年4月22

日）において、韓国側（李炯浩代表、後に法務次官など歴任）は、「共産教育をしている朝総連系の学校を閉鎖しなければならないのではないか。そのような当然しなければならないことはせずに、韓国人が設立した正当な学校をそういうものと同一視することで、その上級学校進学資格すら認めないというのは、理解できない」と発言し、日本側（文部省大臣官房石川二郎参事官）は、「これは、日本が責任を持って解決する内政問題だ」と応答している（「日韓会談文書・全面公開を求める会ニュース」第9号、2007年12月所収）。

また、「通達」の最後のくだりには、「なお、朝鮮人を含めて一般にわが国に在住する外国人をもっぱら収容する教育施設の取り扱いについては、国際親善等の見地から、新しい制度を検討し、外国人学校の統一的扱いをはかりたいと考える」とあり、翌年から3年間にわたって国会に「外国人学校法案（当初は学校教育法の一部改正として）」が登場することになる。同法案は、外国人学校の認可権、是正・閉鎖命令権などを「知事」から「文部大臣」に移すことが最大の眼目だった。14条からなる法案は規制に関する条項ばかりで、大学入学資格の付与や私学助成の対象にするなどの振興策や保護策は何一つ盛り込まれていなかった。文部省の「通達」なり「法案」がもつ“思想”は、朝鮮人学校敵視策というほかない。しかも、それらの背景には、東西冷戦も影を落としていたのである。

日本における朝鮮学校は、かつての植民地支配のなかで奪われた言語、文化、歴史の回復のために生まれたものである。ところで、日本の植民地研究の第一人者とされる矢内原忠雄について見ておきたい。矢内原の『帝国主義下の台湾』（岩波書店、1929年）は名著とされ、東京帝国大学では「植民政策論」を担当。しかし、日本の政策をきびしく批判したため、1937年12月、教授職を辞さざるをえなかった。戦後、東京大学に復帰、1951年から57年まで2期東大総長をつとめる。「私の歩んできた道」という大塚久雄との対談の中で、次のように述べているという。「大学に帰ってきましたら、舞出[長五郎]君が経済学部長でね。私は、もと植民政策論という講義をやっていたでしょう。その植民政策論の名称をどうしようかといえますから、私は、日本はもう植民地はなくなっ

たし、植民政策でもあるまいとあって、植民政策論の講座を国際経済論という講座にかえた。——これは私の発案ですが、そうしたら、全国皆それにならって国際経済論の講座ができた(笑)。この話を紹介しながら、和田春樹氏は「非常に深刻な問題が簡単に扱われています」と指摘している(和田1987)。

矢内原編『戦後日本小史』上、下、(東京大学出版会、1958、1960年)があり、その「総説」は矢内原が書いているが、そこには在日する旧植民地出身者の存在、その処遇問題について何一つ触れていない。また、矢内原は「あとがき」において、「上、下両巻を一つとして、戦後日本民主化の諸問題の所在を明らかにし、今後の進むべき方向を示唆することが出来れば幸である」と書くが、在日コリアンに関することは、“戦後日本民主化の諸問題”に含まれていないのである。なお、同書、下巻(1960年刊)には、海後宗臣による「教育」編が収められているが、朝鮮学校の閉鎖・改組命令が出されたことも、阪神教育事件、都立朝鮮人学校の存在など何一つ登場しない。注意深くそれを避けたのかと思われるほどである。海後は、1949年新設の東京大学教育学部の事実上の創設者であり、1958～73年の15年間にわたり日本教育学会の会長をつとめている。

3. 教育の同等性の承認

文部省の朝鮮学校敵視に“頂門の一針”を放つことになったのは、1967年4月、東京都知事に当選した、前東京教育大教授の美濃部亮吉だった。都知事は、法に基づく学校認可権によって、1968年4月、朝鮮大学校を「各種学校」として認可したのである。前引の文部次官通達に反することは言うまでもない。この認可によって「外国人学校法案」は大きな打撃を受けることとなり、結局、成立を見ることはなかった。また、今では全国にあるすべての朝鮮学校が各種学校として認可されており、前述の文部次官通達は、もはや“有名無実”というほかない。

各種学校認可に続いて、自治体(都道府県レベル、市町村レベル)からの補助金が朝鮮学校に支給されることも実現した。それは、日本の学校

と同じように「普通教育」が実施されているのに、まったく財政支援が受けられない状況を改善しようとするものである。

東京都の「私立外国人学校運営費補助金交付要綱」には、「地方自治法232条の2(普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる)の規定に基づき、私立外国人学校の教育条件の維持向上、ならびに在学する幼児、児童及び生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るため…」とある。そして、その対象は、都知事が認可した私立各種学校で、専ら外国人を対象とし、わが国の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の課程に相当する課程を有する学校、としている。

また、市町村レベルの一例として、東京・足立区の例を見ておく。それは、「足立区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金交付要綱」によっており、その目的には「外国人学校に在籍する外国人である児童・生徒の保護者に対して補助金を交付し、その負担を軽減すること」とあり、その対象は「認可を受けた各種学校のうち、外国人を対象として教育を行う学校で、義務教育に相当する教育を行うもの」とされている。

こうした補助金交付の要件は「各種学校」の認可を受けた外国人学校となっている。1989年の入管法改正によって、日系人(日本人の2世、3世)は就労が自由化されると、ブラジル人、ペルー人が急増した。日系人の集住地域である東海地方及び北関東には、ブラジル学校、ペルー学校が生まれるが、いずれも寺子屋式の貧弱な施設で、「各種学校」の認可を受けるのは困難だった。

こうしたなか、静岡県では2004年3月、従来の各種学校及び学校法人の審査基準をいずれも緩和し、校地や校舎の借用が安定したものであれば認めるとする「外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校設置認可等審査基準」及び「外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校を設置する準学校法人寄付行為等審査基準」を新設したのである。その趣旨には「(外国人の)子弟の教育環境の充実や就学率の向上を重要な課題とし、…その地域に所在する、主として、我が国の義務教育年齢に相当する外国人児童・生徒を対象とする教育施設」とあり、ここでも外国人学校での教育は「普

通教育」と認識されている。

そして2004年12月、浜松市にあるペルー学校が「各種学校」として認可され、さらに翌年8月にはその設置者が「学校法人」として認可された。その結果、まず授業料の消費税が免除され、通学定期券の購入、県市からの補助金交付、各種スポーツ大会への参加資格が得られた。いずれも、朝鮮学校が長い間かけて開拓した成果であり、それが新渡日者の学校に均霑することになったのである。もっとも、消費税の課税は1989年からのことである。

外国人学校への冷遇策の一つは、その卒業者の日本学校への入学資格を認めないという問題であった。前にも触れたが、外国人学校の高校相当課程の卒業者は「大学入学資格検定(大検、現在は、高等学校卒業程度認定試験)」に合格しなければ、特に国立大学は受験できなかった(公、私立大学では認める例が多かった)。

1998年秋、京都大学大学院が、文部省の意に反して朝鮮大学校の卒業者に大学院受験を認めた(合格)。同年、九州大大学院も同じく朝鮮大学校卒業生に門戸を開放した。大学院レベルではあるが、国立大学の一角が崩れたこともあり、文部省は方針変更し、翌99年7月、各大学院の判断に委ねることとし、「大学院において、個別の入学資格審査により、大学卒と同等以上の学力があると認められる者」を加える学校教育法施行規則の改正を行った。

残るは、学部レベルにおける問題となった。文部科学省は、2003年3月、外国人学校(高校レベル)40校のうち、欧米系の三つの学校教育評価機関の認定をうけた16校の国際学校については、大学入学資格を認めると発表した。インターナショナル・スクールは認めるが、朝鮮学校、中華学校、韓国学校、ドイツ学校などのナショナル・スクールはダメというのである。新しい“差別”だとの強い反発を受け、とりあえず原案は凍結され、再検討するとされた。結局同年9月、大学入学資格に関する新しい方式が発表された。すなわち、①三つの教育評価機関及びバカロレア国際事務局から認定を受けた国際学校の卒業生、②本国の高校と同等の課程を有すると位置づけられた学校(韓国学校、中華学校、ブラジル学校など)の卒業生、

③その他、各大学の個別審査により入学資格が認定された者は、いずれも大学入学資格を有するとされたのである。なお、朝鮮学校については、北朝鮮の学校制度では、前述の通り大学入学までが11年制をとっているが、日本にある朝鮮学校は日本と同じ12年制のため、②によることは難しく、③によらざるをえないことになる。ともあれ、入学資格が認められたということは、外国人学校での教育が、日本の正規校(1条校)のそれとの「同等性」が承認されたことを意味するのである。

2003年3月、大学入学資格が動いたとき、外国人学校に対する税制上の優遇処置についても、新しい措置がとられた。すなわち、所得税法及び法人税法の各政省令が改正され、新たに「初等教育又は中等教育を外国語によって施すことを目的」とする各種学校を設置する学校法人が、「特定公益増進法人」に加えられたのである。しかし、それを受けた文科省告示59号(2003年3月31日)では、その対象とする外国人学校について二つの要件が課された。一つは、その学校が、前述の三つの教育評価機関及び国際バカロレア事務局から認定を受けた国際学校であること、もう一つは、そこに学ぶ児童生徒が「外交」「公用」「家族滞在」のいずれかの在留資格を有すること、とされた。

こうした動きの背景には、日米の貿易摩擦の問題があったようだ。1999年4月、小渕恵三首相の訪米前にまとめられた対日投資促進策のなかには、外国人ビジネスマン家族の教育について、「①インターナショナル・スクールを増やすために、廃校となった公立学校の転用を促す、②スクールへの民間からの寄付にも税制上の優遇措置を導入する、③卒業後に日本の高校や大学で学びやすいよう進学資格の拡大」とあった(日本経済新聞、4月22日)。その後、日本経団連は、2002年6月、「インターナショナル・スクール問題についての提言」をまとめ、総合規制改革会議に要望した。こうした背景のもとに、前述の外国人学校に関する入学資格の認定及び税制上の優遇措置が実現したのである。入学資格については、インターナショナル・スクール偏重は是正させたが、税制上の優遇措置では偏重のままとなっている。しかし別の面から見れば、各種学校群のなかであって、外国人学校が「初等教育又は中等教育を外国語で施

す」学校として実定法令上に登場したことの意味は大きく、その教育の「同等性」承認に新しい側面が加わったといえよう。

2010年4月の高校無償化の導入が外国人学校をも対象としたことは、その延長線上に位置し、しかも国費が投入されたことは“画期的”といえよう。外国人学校における教育の同等性の承認が「頂点」に達したということもできる。

4. 朝鮮学校排除の系譜

高校無償化からの朝鮮高校を除外する動きは、通常、2010年2月、民主党・鳩山内閣の中井洽拉致担当大臣が、川端文科大臣にその意向を伝えたことに始まるとされる。即ち、北朝鮮による「拉致」と結びつけることの「予兆」といえよう。「拉致」については、2002年9月、戦後初めて小泉純一郎首相が訪朝し、「日朝平壤宣言」が発出された際、北朝鮮側がその事実を認めたことは周知の通りである。その後、日本では“北朝鮮パッシング”が吹き出し、その鋒先はやがて朝鮮学校にむけられることになる。法務省人権擁護局が、それを憂慮して用意した人権啓発のカラー刷チラシには次のようにある(図1)。「日朝首脳会談で、拉致事件問題が伝えられたことなどを契機として、朝鮮学校や在日朝鮮人などに対するいやがらせ、脅迫、暴行などの事案の発生が報じられています。これは人権擁護上見過ごせない行為です」と。

東京の枝川朝鮮学校が都有地の一部を長期に無償で貸与されていた点をとらえ、その明渡しなどを求めて、東京都(石原慎太郎知事)が提訴したのは、2003年12月のことである。事件は、2007年3月、東京地裁で「和解」が成立し、問題は解決された。

「在日特権を許さない市民の会(在特会)」の発足は、2007年1月のようであり、当初は在日の無年金問題がキッカケだったという。いわく「1円も掛け金を払っていない在日が、カネ寄せと言っているわけです。多くの日本国民は歯を食いしばって、少ない給料のなかから掛け金を払っている。こんな訴訟、許せるわけがありません！」とは、同会の桜井誠会長の設立総会での発言(安田2012)。国民年金法(1959年制定)には国籍条項が

設けられ、在日コリアンなど外国人は年金に加入できなかった。その後、日本が難民条約を批准した1982年、ようやく国籍条項が削除されたが、ある年齢以上の障害者と高齢者は無年金のまま放置され、その救済を求めて提訴したことを、このように“吹く”のである。まったくの事実誤認であるのに、なぜかそれが“受ける”空気があるのである。



図1 法務省人権擁護局のチラシ

「在特会」が朝鮮学校を標的として“行動”したのは、2009年12月、京都朝鮮第一初級学校への“襲撃”である(中村2013)。民主党政権が誕生した年の暮になる。同校はグラウンドがないため、すぐ向かいの市の公園を長年にわたって使わせてもらってきた経緯があり、その点を“口実”としたのである。その時、なかの小学生たちが怯え、泣き声がひびいたことはいまでもない。大音響で「不法占拠!」「北朝鮮のスパイ養成機関」「朝鮮やくざ出て来い!」などと叫んだという。これら在特会の行動は器物損壊、威力業務妨害の現行犯と思われるが、警察はただ見守るだけだった。やむなく刑事告訴にふみきった。翌2010年4月、在特会は徳島県教組が四国朝鮮学校に150万円を寄付したことを口実に同教組を襲撃する事件を起こし、ついに警察が動いて、8月10日、4名が威力業務

妨害容疑などで逮捕された。そして、京都と徳島の事件は併合審理され、2011年4月21日、京都地裁は両事件に関与した3人に、懲役2年、同1年6月（いずれも執行猶予4年）の判決を言い渡した。

一方、高校無償化と朝鮮高校の問題については、前述したように専門家会議の検討結果を受け、2010年11月には「規程」が公布され、朝鮮高校10

校はいずれも期限の11月末までに申請をすませた。しかし、延坪島砲撃事件を受けて菅直人首相はその審査を「凍結」し、そして同首相は翌2011年8月退陣の際、それを「解除」したこともすでに述べた。高校無償化から朝鮮高校を除外することを求める動きを追うために、表4を作成した。同表の「日付」欄は2つに分かれていて、後半は、朝鮮高校の除外を求めるものの日付となっている。

表4 高校無償化と朝鮮学校除外を求める動き

2009年9月16日 鳩山内閣発足（川端大臣、平野官房長官、中井拉致相）

(2010年)	2月11日	S紙「北が送金、朝鮮学校へ460億円」
	2月21日	中井大臣、朝鮮学校除外を文科大臣に要請したこと判明
	2月24日	鳩山首相、国交のある国を優先、指導内容見えぬと除外を示唆
3月9日		人種差別撤廃委の総括所見「朝鮮学校を排除すべきとする政治家の態度に懸念を表明」
	3月11日	S紙「教科書、金総書記の決裁必要」
4月1日		高校無償化法施行
4月30日		文科省告示82により31校の外国人学校を指定

6月8日 菅内閣発足（川端大臣、仙谷官房長官、中井拉致相）

	7月10日	守る会『光射せ！』5号刊、高校歴史教科書の翻訳、批判文
	8月5日	守る会声明「朝鮮学校無償化の政府方針に抗議する」
8月31日		検討会議の報告「高校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について」発表

9月17日 菅改造内閣発足（高木大臣、仙谷官房長官、柳田拉致相）

	9月27日	S紙「幹部らの子、すでに学費免除 無償化は総連に利益」
11月5日		文科大臣「施行規則第1条第2号ハの規定に基づく指定に関する規程について」発表、締切11月末
	11月6日	守る会声明「無償化決定に抗議し、国会での再検討を求める」
11月24日		韓国延坪島砲撃事件を受け、菅首相、手続の「停止」を指示
	12月	救う会、菅首相に面会、凍結理由に拉致問題を加えるよう求める
	12月6日	『光射せ！』6号刊、自治体補助金一覧を掲げる

2011年1月14日 菅2次改造内閣発足（高木大臣、枝野官房長官、中野拉致相）

	1月26日	山谷えり子参院議員「手続き停止に関する質問主意書」
	6月6日	『光射せ！』7号刊、中学歴史教科書の翻訳、批判文、自治体補助金を射程に（福岡提訴）
6月25日		朴三石『教育を受ける権利と朝鮮学校』日本評論社
	7月23日	S紙「朝鮮学校担保の負債放置、“私物化”各地で常態化」
8月29日		菅首相、手続き再開を指示
8月30日		(ハ)に属するホライゾン・ジャパン・インターナショナル・スクール（神奈川）指定される
	8月31日	守る会声明「手続きの再開の撤回を求める要請文」、自民党、たちあがれ日本も

9月2日 野田内閣発足（中川大臣、藤村官房長官、山岡拉致相）

	10月4日	S紙「文科省提出はダミー版、朝鮮学校教科書、組織的偽装の疑い」
	10月8日	家族会代表、野田首相に面会

	10月25日	S紙「(RENK) 無償化問題、改善・動揺押さえ込み、朝鮮学校に指示」
	10月26日	S紙「民主に、朝鮮学校無償化「考える会」発足」
	10月26日	S紙「九州、愛知の朝鮮学校、施設仮差し押さえ」
	11月1日	S紙「(RENK) 朝鮮学校認可見直しを 議事録偽造、名義貸し横行」
	11月10日	萩原遼・井沢元彦『朝鮮学校「歴史教科書」を読む』祥伝社新書
	11月18日	S紙「補助金 総連が流用、寄附金で流用隠蔽」
	12月6日	『光射せ!』8号刊、西岡力：朝鮮学校にビター文出すな!、補助金減額1億6千万円
12月8日		「ハ」に属するコリア国際学園(大阪府)指定される
12月17日		金正日国防委員長死去
(2012年)	1月10日	S紙「(RENK) 朝鮮学校校長、正恩氏に忠誠、総連の幹部会議」

2012年1月13日 野田改造内閣発足(平野大臣、藤村官房長官、松原拉致相)

	2月24日	NGO 国連人種差別撤廃委に緊急要請(7月27日追加資料提出)
	3月16日	S紙「(RENK) 朝鮮学校生、正恩氏に忠誠、全国選抜100人、北で歌劇披露」
5月25日		社会権規約委、事前質問「マイノリティ学校に対して締約国が与えている財政援助についての詳しい情報を提供してください」
	6月1日	『光射せ!』9号刊、朝鮮大学校認可問題

6月4日 野田2次改造内閣発足(平野大臣、藤村官房長官、松原拉致相)

	6月18日	S紙「(RENK) 正恩語録で総連幹部講習、朝鮮学校偶像化教育へ」
8月7日		朴三石『知っていますか、朝鮮学校』岩波ブックレット
8月23日		朝高保護者、東京法務局へ人権侵害救済申立
9月12日		政府、社会権規約13条2項b,c項の留保撤回を通告
9月20日		大阪朝鮮学園、大阪府・市の補助金不支給取消請求訴訟提起
	10月1日	S紙「総連、朝鮮学校生を動員 北の正恩忠誠行事に60人」

10月1日 野田3次改造内閣発足(田中真紀子大臣、藤村官房長官、田中慶秋拉致相→官房長官兼務)

	10月17日	T紙「総連 朝鮮学校に新肖像画を」
	10月25日	守る会冊子『朝鮮学校の秘められた目的・知られざる実態』刊
	11月16日	自民党、参議院に朝鮮高校適用除外のための「高校無償化法一部改正案」提出(同日衆議院解散)
	12月5日	『光射せ!』10号刊、「止めた!! 朝鮮高校授業料無償化」

12月26日 第2次安倍内閣発足(下村博文大臣、菅官房長官、古屋拉致相)

12月28日		下村文科相、施行規則の一部改正案((ハ)の削除)、パブリックコメント募集
2013年 1月24日		名古屋地裁に提訴(国賠)、大阪地裁に提訴(行政訴訟)
1月30日		東京法務局、保護者の申立に「人権侵犯の事実なし」と回答
2月20日		施行規則一部改正公布、朝高10校に不指定を通知
4月30日		社会権規約委にて日本政府報告を審査
5月21日		社会権規約委総括所見「朝鮮学校除外は差別である」

※表中の「守る会」は「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」、「(RENK)」は「救え! 北朝鮮民衆/緊急行動ネットワーク」、S紙は産経新聞を指す。なお、右側の日付は朝鮮高校の無償化除外を求める動き。

「除外」を求める一つに「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」(以下「守る会」という)がある。「守る会」には機関誌『^{ひかり}光射せ!』(年2回刊)があるが、第5号から朝鮮学校攻撃に着手したよう

だ。まず、その歴史教科書を射程に入れ、高校の『現代朝鮮歴史1, 2, 3』、ついで中学の『朝鮮歴史(中級学校2, 3年)』をそれぞれ日本語訳して、その歴史記述を批判している。一方、地方自治体

(都道府県レベル及び市町村レベル)の朝鮮学校への補助金をストップさせる活動を各地で進めた。表4には、産経新聞(表中ではS紙)の朝鮮学校に関するさまざまな否定的記事が掲げられている(例外的に東京新聞(表中ではT紙)の記事が1件)。産経の記事の果たした役割の一例をあげてみたい。2012年3月16日付の産経は一面トップに「全国選抜100人、北で歌劇披露、朝鮮高校生 正恩氏に忠誠」とあり、リード文は「高校無償化適用や自治体からの補助金支給問題にも影響を与えそうだ」と結んでいる。そして3月19日付産経社説は、「朝鮮学校、やはり公金支出は問題だ」とあり、翌日、「朝鮮学校補助金交付せず、大阪府、児童訪朝受け」と報じ、「物語り」は完結。しかも、ご丁寧にも、『光射せ!』9号(2012年6月)には、産経記者の一文「大阪府の朝鮮学校への補助金取り止め顛末」が、掲げられている。産経はもったいつけて、「(児童・生徒の訪朝が)明らかになった」と書いたが、毎年旧正月に行われる本国の「学生青年たちの迎春公演」に日本の朝鮮学校生が参加するのは26回目を迎え、日本の「朝鮮新報(日本語版)」にも、1月から2月にかけて、その様子が何度も報道されており、今さら「明らかになった」のではない。

高校無償化からの朝鮮学校除外がはっきりしたことを受けて、同誌10号(2012年12月)には「守る会」代表の「止めた!!朝鮮高校授業料無償化」が載っている。いわく、「11月16日の記者会見で、田中真紀子文科大臣は朝鮮高校への授業料無償化適用について「白紙に戻る方が誠実ではないかと思う」と述べ、適用の判断を見送ると発言しました。田中大臣は就任直後の10月12日には「そろそろ政治的な判断を、この内閣がする時期にきている」と発言し、無償化適用に踏み切る姿勢を見せていましたから、その姿勢を大きく変更したことになります。(中略)守る会が朝鮮語の歴史教科書を全訳、国会内外に大きな反対世論をまきおこし、11月16日の国会解散とともに実質的に中止に追い込みました。私たち守る会は、パンフレット「朝鮮学校の秘められた目的・知られざる実態」の原稿を9月にほぼ書き上げ、田中大臣の発言を重視して10月半ばに急ぎ簡易印刷版を文部科学省に届けました。11月初めにはカラー印刷版のパンフレ

ットを印刷して文部科学省と衆参の全国議員全員に届けました。(中略)私たちのこの取組が田中大臣・文科省の方針変更に大きくつながったものと思います」と。長い引用になったが、一つの“筋書き”が見えよう。

安倍内閣成立直後の2012年12月28日、下村大臣は、朝鮮高校除外について、記者会見で次のように述べた。「拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること」をその理由としてあげ、また「学校教育法第1条に定める日本の高校となるか、又は北朝鮮との国交が回復すれば現行制度で対象と成り得る」とも述べた。こうした認識は、2013年2月19日、高校無償化法施行規則の(ハ)の削除を翌日にした記者会見でも、ほぼ同じものであった。「日本の学校となればいい」ということは民族教育の否定を意味することはいうまでもない。また、「拉致問題」を持ち出しているが、例えば、横田滋氏は「拉致問題があるから朝鮮学校を無償化の対象から外すとか、補助金の対象から外すというのは、それは筋違い」と述べ(週刊金曜日2012年6月15日号)、また蓮池透氏も「高校無償化政策から朝鮮学校を除外したり、…これは拉致問題とは関係ない“八つ当たり”です」(週刊朝日2013年2月22日号)と述べていることを指摘しておきたい。

朝鮮学校除外は、国連の人権機関でも関心が高い。人種差別撤廃委員会は、2010年3月、日本政府の定期報告を審査した後の「総括所見」で、高校無償化からの朝鮮高校除外の動きに懸念を表明し、教育差別禁止条約(1960年採択、100カ国批准)の批准を日本に促した。安倍政権によって、国連の「懸念」は「現実」となった。また、国連・社会権規約委員会は、日本政府報告の審査にあたっての事前質問で、「在日コリアンの子どもたちへの根強い差別に対応してとられた措置について情報を提供して下さい」と求めた。朝鮮学校の女子生徒は民族服のチマチョゴリを着ていたが、心ない日本人による嫌がらせや暴行を避けるため、そうした姿が見られなくなって久しいからである。

社会権規約委員会は、2013年4月30日、日本政府報告を審査したが、そこでは高校無償化の朝鮮高校除外の問題が取りあげられた。日本政府代表

は、「拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連との密接な関係にあり…」という例の答弁を行ったが、5月21日に発表された「総括所見」は、次の通りである。「委員会は、締約国の高校授業料無償化制度から朝鮮学校が除外されたことを懸念する。これは差別である（同条約13条、14条）。差別の禁止は、教育のあらゆる側面に全面的かつ即時的に適用され、また国際的に定められたすべての差別禁止事由を包含していることを想起しつつ、委員会は、高校教育授業料無償化制度が朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されることを確保するよう、締約国に対して求める」（NGO仮訳）と。日本政府の答弁は、国際人権機関では通用しなかったのである。

もう一つ、お隣韓国では日本の朝鮮学校における民族教育に強い共感が生まれていることを指摘しておこう。枝川朝鮮学校を相手に東京都がその一部の所有地の明渡しを求めて提訴したことは前に述べた。この訴訟は学校の存亡を意味したこともあって、韓国の市民運動家が学校を訪ね、日本の支援運動とも交流をもち、韓国のメディア、国会議員へとその関心が拡がった。そうした中、ドキュメント映画「ウリハッキョ（私たちの学校）」（キン ミョンジュン 金明俊監督が北海道の朝鮮学校に泊まり込んで制作）は大きな反響を呼び、2006年の釜山国際映画祭で最優秀賞も受賞した。

2011年6月、東京で開かれた朝鮮学校支援市民集会に、金明俊監督は韓国からかけつけた。その連帯メッセージには次のようにあった。「在日朝鮮人として日本の地に住みながら、自分のアイデンティティを維持させてくれる教育機関は朝鮮学校しかありません。朝鮮学校が完璧な教育機関とは誰もいません。しかし、子どもたちに朝鮮学校は自分が誰であるかを教え、この地で朝鮮人として生きていく方法を教える唯一の学校です。これは日本の学校は絶対にできないことです。日本の学校ができないことを朝鮮学校がしているのです…」と。

2011年3月の東北大地震によって被害を受けた2つの朝鮮学校を支援するために、韓国ではグループ「モンダンヨンピル（ちびた鉛筆）」が生まれ、国内でチャリティショウやオークションを行って募金を集めている。その中心にいる俳優の権海孝

さんも（「冬のソナタ」でキム次長役を演じ、日本にもファンが多い）は、各地の朝鮮学校を訪れ、子どもの話を聞き、「自分の国に住めず、日本で得体のしれない人と扱われ、韓国でも異邦人とみなされる。一步違えば、自分もその立場になっていたかもしれない」と語り、「韓国も同じだが、日本でも不況の鬱積から少数者たちを攻撃、排斥する動きが強まっている。日本社会の度量の深さが問われている」と語っている（東京新聞、2011年12月9日）。この最後のコメントはきわめて示唆的である。

韓国・仁川にある「韓国移民史博物館」では、開館5周年を記念した特別展「在日学校——在日韓人の民族教育」が、2013年6月から10月まで開かれている（図2）。そこには、「民族教育に対する日本政府の差別的な政策が今も続いているなか、在日韓人社会は民族学校や民族学級、ハングル学校など多様な形で民族教育を続けてきています。今回の展示を通して、日本の文化と日本語に馴染んでいる在日韓人社会が、民族教育を通して守り通そうとしたものが何だったのか、考える機会となることを願っています」とある。

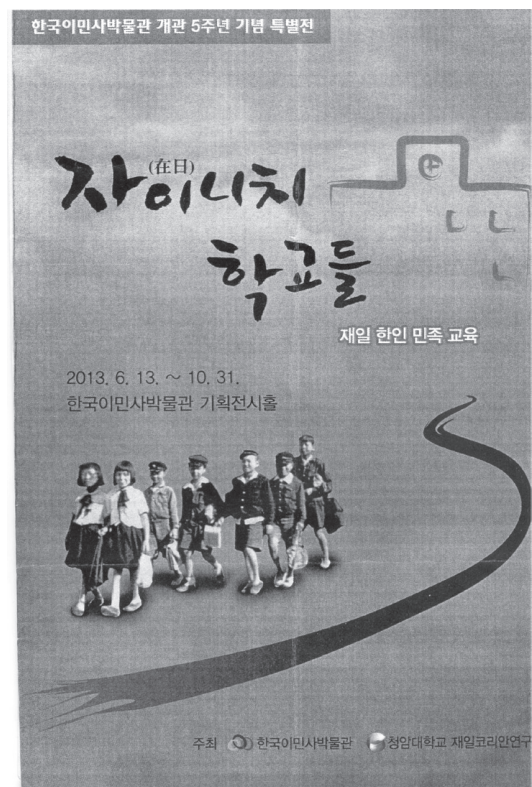


図2 韓国移民史博物館 特別展のパフレット

むすび

歴史をさかのぼると、朝鮮学校における民族教育は、植民地主義によって奪われた言語、文化、歴史をとり戻すための営為であり、植民地主義の清算の“核心”部分を構成しているのではなかろうか。それはまた「朝鮮の人民の奴隷状態に留意しやがて朝鮮を自由独立のものたらしむる」（カイロ宣言）との、国際社会の要請に答えることでもあろう。しかし、サンフランシスコ講和会議から対日平和条約の発効は、朝鮮戦争期と重なっており、東西対立の真只中に置かれた日本では、歴史的責任、植民地主義の清算の課題が横に押しやられた感は否めない。植民地政策研究の第一人者とされる矢内原忠雄が、戦後「日本はもう植民地はなくなったし、植民政策でもあるまい」といって、植民政策論の講座を国際経済論という講座にかえた」と発言したことについて、和田春樹氏が「非常に深刻な問題が簡単に扱われています」とコメントしたこともそれを表している。

単一志向を求めた日本の植民地主義は「同化」を理念とすることによって、民族の抹殺を試みたといえる。その植民地主義の清算は、単一志向ではなく多民族共生を志向することではなかろうか。そこで朝鮮学校の存在は重要な意味をもっているのである。韓国での認識は示唆的である。すなわち、「日本の植民地支配に抵抗する過程で形成されてしまった単一民族論と純血主義は克服されるべきである。（中略）文化的優越主義や文化的同質性をもって民族のアイデンティティを形成することは間違いであるに止まらず、現実にも合わないことをまず認めるべきである。新しく再編される韓国社会または韓国人が民族と文化の多様性を通して新しい歴史を創って行くべきであるからだ」（韓国国際交流財団『KOREANA』15巻2号、2008年）と。植民地支配のもう一方の当事者である日本は、いかなる「新しい歴史を創って行くべき」かが問われているのではなかろうか。

また、日本では看過されているが、国際人権機関は、チマチョゴリを着用した通学ができなくなった日本の現状を憂慮し、朝鮮学校への差別に強い関心を寄せていることも忘れてはなるまい。朝鮮学校での教育内容を問題にするむきもあ

るが、「アメリカンスクールで原爆投下はどう教えられ、中華学校の教科書に南京大虐殺はどう記されているか。それらが問われないのは、価値観や歴史認識が異なるからといって、教育内容に政治的干渉をすべきではないとの大前提があるからだ」（神奈川新聞社説、2013年2月2日）。もっとも、アメリカンスクールや中華学校の指定は、大使館等からその高校に相当するとの文書を受けとって、その学校のリストを「官報」に告示するだけで、日本にある学校に何らかの調査を行うわけではない。

もう一つ社説を紹介したい。東京・町田市教育委員会が、防犯ブザーの配布を朝鮮学校だけ除外するとしたことが大きく報道され、結局撤回されるとの事件があったのは2013年4月のことである。この件に関連したジャパントイムズの4月12日付社説は次のように結んでいる。「今回の町田市の問題は、この国全体に吹き荒れる非常に不穏な動きの一部である。いくつかの地方自治体は朝鮮学校への補助金を停止した。今年2月20日、安倍内閣は朝鮮高校を「高校無償化」制度から除外した。これらの決定は撤回されるべきである。生徒たちを政治的な人質として利用することは間違っている。生徒たちを利用すれば、日本における朝鮮人差別を煽るだけである」（金優綺訳）。最後のくだりは、東京・新大久保などにみられるコリアン排撃デモを指しているのである。

「坊主憎けりゃ、袈裟まで憎い」との劣情が、民族教育を押し潰そうとしている醜さにそろそろ気づいてほしい。しかしアベノミクスなどが吹き荒れて、なかなか手掛かりはつかめない。朝鮮高校除外がはっきりした2013年1月24日、名古屋では生徒を原告とする国家賠償請求訴訟が、大阪では朝鮮学園を原告とする行政訴訟が、それぞれ提起された。東京など、ほかでも提訴の準備が進んでいる。司法の場で、どう争うかが今後の課題のように思う。

長い歴史をもつ朝鮮学校に加えて、新渡日者のなかにブラジル学校、ペルー学校が生まれていることにも触れた。国際学校にのみ大学入試資格を認めると文科相が発表したのは2003年3月のことだった。除かれたさまざまな外国人学校（朝鮮学校からブラジル学校まで）が一堂に会して、方針

の撤回を求め、半年後ようやくそれが実現した。こうした流れのなかで、「外国人学校の制度的保障を実現するネットワーク」が生まれ、国会議員への働きかけも行われた。

2010年6月、公明党は、参議院に「義務教育段階の外国人学校に対する支援に関する法律案」を提出した。この法案には、「外国人学校が外国人の児童に対する教育に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、義務教育段階の外国人学校に対する支援に関し必要な事項を定めることにより、外国人の児童の教育の機会の確保及び教育環境の整備を図り、もって外国人の児童の健全な成長に資するとともに、日本人と外国人とが互いの文化に対する理解を深め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする」(第一条)とある。

長い引用になったが、外国人学校の存在意義について立法府にこうした認識が生まれたことは新鮮である。同法は審議未了廃案となったが、かつての規制のみの「外国人学校方案」を思うと、今昔の感を新たにせざるをえない。高校無償化からの朝鮮学校除外のもつ「非教育性」を打つうえでも、この法案を最後に紹介しておきたい。

〈教育と社会〉という、平凡に見えて含蓄のある思考軸の本誌に、果たしてふさわしい論稿か、いささか気掛かりだが、この報告がお役に立てばこのうえない。

参考文献

- 鎌倉孝夫・大内憲昭・呉圭祥編(1998)『入門朝鮮民主主義人民共和国』雄山閣出版
- 坂本清泉(1969)「公立朝鮮人学校の自主校移管の問題」(大分大学教育学部研究紀要(教育科学)3巻4号)
- 中村一成(2013)「ヘイトクライムに抗して」『世界』2013年7月号
- 藤尾正人(1956)「日本における朝鮮人学校」、『レファレンス』62号、国立国会図書館
- 安田浩一(2012)『ネットと愛国——在特会の「闇」を追いかけて』講談社
- 和田春樹(1987)『北の友へ南の友へ』御茶の水書房